【手数料を納付書で支払う場合】

火薬類輸入許可申請について

１　火薬類を輸入するためには都道府県知事の許可が必要です。

　　火薬類を輸入するためには、あらかじめ陸揚地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。

　　なお、火薬類のうち、拳銃や猟銃で使用するためのものを輸入する場合は、公安委員会に申請をしてください。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 火薬類輸入許可申請書（様式第２７） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| **鳥取県が発行する手数料納付書の支払後の控え** | 1 | **右端の「納税証明書＜納付済証＞」の部分を申請書の裏側に貼り付ける。****（詳細は下記３を参照）** |
| 火薬類の明細書 | 1 | 輸入する火薬類・火薬又は爆薬の場合：成分及び配合比を記載した書類・火工品の場合：構造及び組成を記入した書類 |

３　手数料（鳥取県が発行する納付書で納付してください。）

○手数料：火薬及び爆薬の数量が25kg以下の場合　１件につき**12,000円**

　　　　　　その他の場合　1件につき **25,000円**

○納付書の入手に当たっては、県ホームページ「火薬類関係の申請様式」から**「納付書送付依頼書」をダウンロードして記入の上、下記申請先にファクシミリ又はメール送信**ください。（折り返し郵送します。）

○県ホームページ「火薬類関係の申請書様式」に掲載されている「納付書による支払時の注意事項」を参照の上、手数料を支払いください。

○支払後の納付書の控えのうち、**右端の「納税証明書＜納付済証＞」を切り取って申請書の裏側に貼り付け**てください。

**＜注意事項＞**

・その年度に発行された納付書はその年度内（３月３１日まで）しか使用できません。

**４月１日以降に支払う場合は新年度の納付書を使用**ください。

・納付書を送付するまで１週間程度を要する場合がありますので、お急ぎの場合はバーコード付き申請書（県ホームページ「火薬類関係の申請書」からダウンロードできます。）又は電子申請サービスを利用ください。

４　申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課 〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３　ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第２７（規則第４６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整 理 番 号 |  |
| ×審 査 結 果 |  |
| ×受　理　日 |  年　　月　　日 |
| ×許 可 番 号 |  |

火薬類輸入許可申請書

年　　月　　日

　鳥　取　県　知　事　様

　　　　　（代表者）氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　　　　　称 |  |
| 事務所所在地(電話) |  |
| 職　　　　　　　　業 |  |
| (代表者) 住所氏名(年齢) |  |
| 火薬類の種類及び数量 |  |
| 輸入の目的 |  |
| 輸入先 |  |
| 製造所名及びその年月日 |  |
| 陸揚げ予定期日 |  |
| 輸入港名 |  |
| 貯蔵又は保管場所 |  |

 備考 １　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　　 ２ ×印の欄は、記載しないこと。